

2025 年 7 月

制度部門別生産勘定及び所得の発生勘定における 非金融法人企業と個人企業の分割推計

三好 なみ*

松井 竜介**

篠崎 公昭[§]

* 総務省 統計委員会担当室

** 総務省 統計委員会担当室

§ 日本銀行 調査統計局（元・総務省統計委員会担当室）

総務省 統計委員会担当室

〒162-8668 東京都新宿区若松町 19 番 1 号

総務省統計委員会担当室ワーキングペーパーは、統計委員会担当室スタッフ又はスタッフと外部研究者との共同による調査・研究の成果をまとめたもので、公的統計の整備に係る各種施策に役立てることを企図としている。ただし、ワーキングペーパーの内容や意見は、筆者個人に属し、総務省の公式見解を示すものではない。

制度部門別生産勘定及び所得の発生勘定における 非金融法人企業と個人企業の分割推計

三好 なみ[†] 松井 竜介[‡] 篠崎 公昭[§]

Estimation of the Split between Non-financial Corporations and Unincorporated Enterprises
in the Production Accounts and Generation of Income Accounts by Institutional Sector

MIYOSHI Nami, MATSUI Ryusuke, and SHINOZAKI Kimiaki

第IV期公的統計基本計画でも指摘されているように、我が国の国民経済計算（以下、JSNA）では、制度部門別生産勘定及び所得の発生勘定について、「金融機関」、「一般政府」及び「対家計民間非営利団体」は独立表章されている一方、「非金融法人企業」及び「家計（個人企業を含む）」は基礎統計の制約から分割することができず、表章されていない。そこで本稿では、「経済センサス - 活動調査」や「経済構造実態調査」、「個人企業経済調査」等の基礎統計を活用することで、制度部門別勘定を非金融法人企業と個人企業に分割する具体的手法について検討するとともに、その妥当性の検証に資するべく試験的な推計を行った。推計結果は幅をもってみる必要があるものの、基礎統計の拡充が図られた2020年以降であれば、本稿で示した試験的な推計結果に比して、より相応の精度を確保することが可能であると考えられる。今後、制度部門別勘定の体系的整備を通じて、国民経済計算における国際比較可能性の向上が期待される。

キーワード：国民経済計算、制度部門別勘定、非金融法人企業、個人企業、分割推計

As pointed out in the *4th Term Master Plan Concerning the Development of Official Statistics*, in Japan's SNA, "Financial corporations," "General government," and "Non-profit institutions serving households (NPISHs)" are independently represented in the Production Accounts and Generation of Income Accounts by institutional sector, while "Non-financial corporations" and "Households (including unincorporated enterprises)" are not divisible due to the limitations of the primary statistics. In this paper, we conduct a pilot study for dividing the institutional sectoral accounts into non-financial corporations and unincorporated enterprises by making full use of primary statistics such as the *Economic Census for Business Activity*, the *Annual Business Survey*, and the *Unincorporated Enterprise Survey*. Although the estimated results require certain reservations, it will be more accurate than the results of the pilot study presented in this paper after CY2020, when the primary statistics have been improved. In the future, we expect to enhance the international comparability of SNA through the development of institutional sectoral accounts.

Keywords: System of National Accounts (SNA), Institutional Sectoral Accounts, Non-financial corporations, Unincorporated enterprises, Split by estimation

[†] 総務省統計委員会担当室 Email: n2.miyoshi@soumu.go.jp

[‡] 総務省統計委員会担当室 Email: r.matsui@soumu.go.jp

[§] 日本銀行調査統計局（元・総務省統計委員会担当室） Email: kimiaki.shinozaki@boj.or.jp

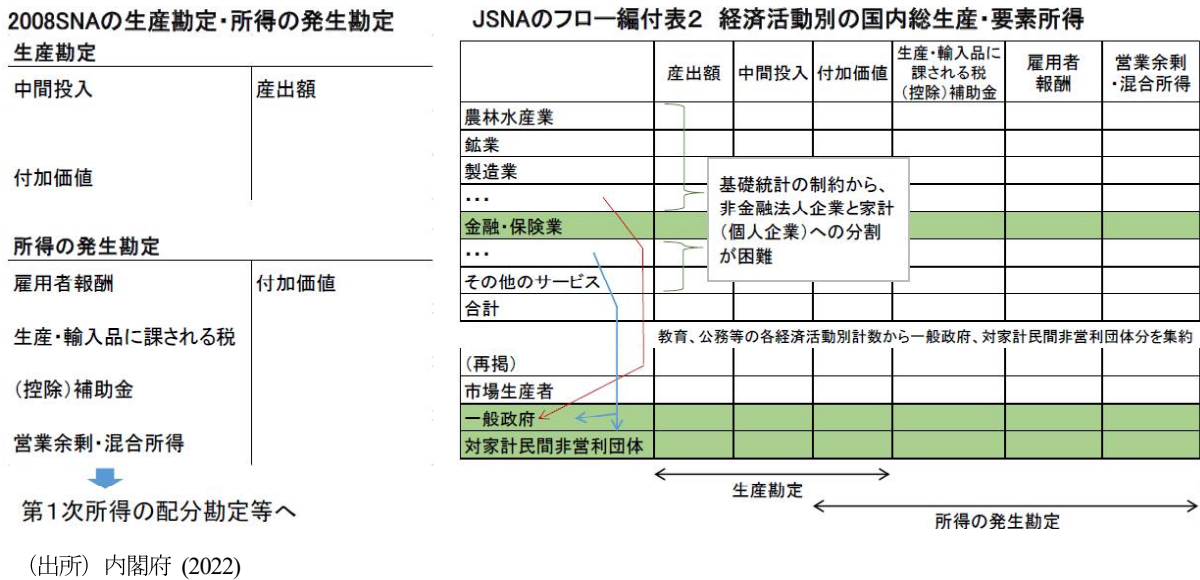
1 問題意識

我が国では、2007年に全面改正された統計法（平成19年法律第53号）に基づき、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「公的統計の整備に関する基本的な計画」が概ね5年毎に策定されている。

2023年3月に閣議決定された令和5年度を始期とする新たな基本計画（「第Ⅳ期基本計画」）には、過去3期にわたる基本計画と同様、取組の経緯や必要性、今後の方向性等のほか、別表において、今後5年間に講ずる具体的な施策等が明記されている。このうち、国民経済計算の精度向上・充実に向けた取組みの一環として、「制度部門別勘定の更なる整備について、海外の状況や国内の研究、ニーズを踏まえつつ検討し、次期基準改定までを目途に結論を得る」旨が記載されている。

制度部門とは、国民経済計算体系（SNA）において、所得の受取や処分、資金の調達や資産の運用についての意思決定を行う居住者主体を意味し、非金融法人企業、金融機関、一般政府、家計（個人企業を含む）、対家計民間非営利団体の5部門から成る。我が国の国民経済計算体系（JSNA）では、制度部門別の生産勘定及び所得の発生勘定¹に関し、金融機関、一般政府及び対家計民間非営利団体については、年次推計のフロー編の付表において既に表章されているものの、非金融法人企業及び家計については、基礎統計の制約から分割することが困難であることから、公表されていない（図1）。すなわち、第Ⅳ期基本計画において指摘されている制度部門別勘定の更なる整備の一つとして、年次の制度部門別の生産勘定及び所得の発生勘定において非金融法人企業と家計を分けた表章を開始するという課題が存在する²。

図1 制度部門別生産勘定及び所得の発生勘定の概要



¹ 生産勘定とは、生産者による財貨・サービスの産出額を受取側に記録するとともに、その産出のために要した中間投入を支払側に記録し、バランス項目として付加価値を導出する勘定をいう。所得の発生勘定とは、付加価値を源泉として、生産に貢献した生産要素への報酬等として雇用者報酬、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税一補助金を支払側に記録し、バランス項目として営業余剰・混合所得を導く勘定をいう。内閣府 (2016) を参照。

² なお、制度部門別勘定の更なる整備については、本稿の内容のほか、所得支出勘定（第1次所得の配分勘定以降）及び資本勘定の四半期勘定の作成可能性等について検討し整備を進めることについても含む。詳細は内閣府 (2024) を参照。

制度部門別勘定の整備は、国際的にも重要な課題とされてきた。例えば、世界金融危機を受けて開始された G20 主導の統計整備の取り組みであるデータギャップ・イニシアティブ (G20 Data Gaps Initiative) のうち、2015 年から 2021 年にかけて実施された第 2 期の取組み (DGI-2) には計 20 の提言が盛り込まれており、その一つが制度部門別勘定の整備であった。DGI-2 の最終報告書において、我が国の制度部門別勘定の整備状況に関しては、金融勘定についてはフロー、ストックとも整備が進んでいる一方、非金融勘定については、「目標を部分的に達成」 (Target/intermediate target partially met) とされている (図 2)。この点につき、OECD Data Explorer に掲載されている年次の制度部門別非金融勘定のうち、生産勘定について直近の掲載状況を確認すると、欧州では各制度部門が総じて掲載されている一方、我が国や米国、カナダは一部の部門の掲載に止まっている (表 1)。

図 2 G20 各国における制度部門別勘定の整備状況

	AR	AU	BR	CA	CN	FR	DE	IN	ID	IT	JP	KR	MX	RU	SA	ZA	TR	UK	US	EU/EA
Recommendation II.8. Sectoral Accounts (COMMON PRIORITY)																				
Target: Disseminate non-financial, financial accounts and balance sheet data ^{8/2}																				
- Dissemination of non-financial accounts transactions (Annual data)																				
- Dissemination of non-financial accounts transactions (Quarterly data)																				
- Dissemination of stocks of non-financial assets (Annual data)																				
- Dissemination of financial accounts and balance sheets (Annual data)																				
- Dissemination of financial accounts and balance sheets (Quarterly data)																				

Target/Intermediate target met.
 Target/Intermediate target partially met.
 Target/Intermediate target not met.

(出所) IMF and FSB (2022)

表 1 G7 の制度部門別生産勘定 (年次) の OECD Data Explorer 掲載状況

取引・制度部門	米	加	英	仏	独	伊	日
産出/中間消費							
一国合計	○	×	○	○	○	○	○
非金融法人企業	×	×	○	○	○	○	×
金融機関	×	×	○	○	○	○	○
一般政府	○	○	○	○	○	○	○
家計・対家計民間非営利団体	×	×	○	○	○	○	×
家計	×	×	○	○	○	○	×
対家計民間非営利団体	×	×	○	○	○	○	○
総付加価値							
一国合計	○	○	○	○	○	○	○
非金融法人企業	○	×	○	○	○	○	×
金融機関	○	×	○	○	○	○	○
一般政府	○	○	○	○	○	○	○
家計・対家計民間非営利団体	○	×	○	○	○	○	×
家計	○	×	○	○	○	○	×
対家計民間非営利団体	○	×	○	○	○	○	○
固定資本減耗							
一国合計	○	○	○	○	○	○	○
非金融法人企業	○	○	○	○	○	○	○
金融機関	○	○	○	○	○	○	○
一般政府	○	○	○	○	○	○	○
家計・対家計民間非営利団体	○	○	○	○	○	○	○
家計	○	×	○	○	○	○	○
対家計民間非営利団体	○	×	○	○	○	○	○
直近の掲載年	2019	2021	2020	2020	2020	2020	2020

(出所) OECD Data Explorer に基づき筆者作成 (ダウンロード 2024/5/23)

こうした状況を踏まえ、本稿では、近年整備が進んだ総務省所管の「経済センサス - 活動調査」のほか、新たに開始された「経済構造実態調査」、調査対象産業・標本規模を拡大した「個人企業経済調査」等、基礎統計を活用することで、制度部門別生産勘定及び所得の発生勘定を非金融法人企業と家計（個人企業を含む）に分割する具体的手法について検討するとともに、その妥当性の検証に資するべく試験的な推計を行う。

本稿の構成は以下のとおり。2 節で先行研究について整理を行った後、3 節で背景事情の確認、4 節で推計に使用する基礎統計の確認を行う。その後、5 節で 2015 年値の推計方法について、6 節で 2019 年値の推計方法についてそれぞれ検討したうえで、7 節で推計結果を提示する。最後の 8 節では、本稿において検討した内容に考察を加えたうえで結論を述べる。

2 先行事例

本節では、制度部門別生産勘定及び所得の発生勘定における既存の研究事例について整理する。

2.1 公的統計の国際比較可能性に関する調査研究

エム・アール・アイリサーチアソシエーツ (2022) は、JSNA に基づく制度部門別生産勘定及び所得の発生勘定の整備状況を確認するため、G7 各国について OECD Stat（現 OECD Data Explorer）の掲載状況を整理している。そこでは、前述のとおり我が国や米国、カナダの制度部門別生産勘定の掲載項目が欧州対比でみて少ないことが示されている一方で、我が国においては「経済センサス - 活動調査」の創設以降、個人企業に関する基礎統計の整備が進んできていることから、市場生産者の非金融法人企業と家計（個人企業を含む）の別に推計が可能となり、基礎統計を用いて計数を推計する方法が検討に値することなどが指摘されている。

2.2 SNA 生産勘定推計の精度向上に向けた課題に関する研究

二上 (2009) は、制度部門別生産勘定の整備について、1993SNA において導入が見送られた経緯を紹介している。当時、制度部門別生産勘定の JSNA における対応実施も検討されたものの、制度部門「家計」に含まれる「個人企業」の産業別投入構造等に係る詳細データが必ずしも十分なものとなっていないとして、導入が見送られたことなどが指摘されている。

3 我が国における整備状況と経緯

本節では、制度部門別生産勘定及び所得の発生勘定に関する我が国におけるこれまでの整備状況について、過去の経緯等を踏まえて整理する。

かつての 1968SNA の勧告による勘定体系においては、財貨・サービスの流れを記録する生産勘定では経済活動分類、所得や金融など資金のフローを示す所得支出勘定、及び在庫や固定資本などストックを記録する資本調達勘定では制度部門別分類をそれぞれ適用するとされており、記録の主体が必ずしも整合していなかった³。これに対し 1993SNA では、制度

³ 1968SNA とは、1968 年に国連統計委員会が採択した国民経済計算体系であり、我が国では 1978 年に導入された。それ以前の 1953SNA と比べて、従前のフロー（国民所得統計）のみの体系からストックを含む包括的な体系へ拡張されるなどの見直しが行われている。その後、国連統計委員会は、1993 年に新たな体系である 1993SNA を、2009 年には 2008SNA を、それぞれ採択した後、2025 年 3 月に最新の体系である 2025SNA を採択した。詳しくは、内閣府 (2016)、高木 (2008) 及び経済企画庁経済研究所 (2000) を参照。

部門を主体にして「経常勘定」（生産、所得の分配、使用）、「蓄積勘定」（資産と負債の変動、正味資産の変動（フロー））、「貸借対照表」（資産と負債及び正味資産の残高（ストック））を記録することが勧告された（経済企画庁経済研究所（2000））。制度部門別生産勘定の整備はその勧告への対応の一環である。しかし我が国では、「個人企業経済調査」等の既存統計で一定程度は捕捉可能であるにせよ、家計部門に含まれる個人企業の産業別投入構造等に係るデータは必ずしも詳細なものとはなっていないとして、2000年に我が国で行われた1993SNA移行時には、その導入は見送られた（二上（2009））。こうした課題は、2009年3月に閣議決定された第Ⅰ期基本計画においても、「制度部門別生産勘定及び所得の発生勘定の作成とともに所得面からの推計によるGDPを開発し、支出、生産及び所得の三面からの推計による精度検証を行う。」と盛り込まれるなど、その重要性は引き続き認識されていた。

1993SNAの後継である2008SNAも、生産勘定や所得の発生勘定における制度部門別の記録を引き続き勧告していたものの、2008SNA対応を実施したJSNAの2011年基準改定（2016年度実施）では、非金融法人企業と家計（個人企業を含む）を分割するための基礎資料に制約があるとして、5部門全てではなく3部門（金融機関、一般政府、対家計民間非営利団体）での表章に止まった（内閣府（2016））。その後、基礎資料に特段の変化がなく、非金融法人企業と家計の分割が困難であることに変わりはない中で、2014年、2018年に閣議決定された第Ⅱ、Ⅲ期基本計画においては、本件に関しては盛り込まれなかった。また、2015年基準改定（2020年公表）においても、その取り扱いに特段の変更はみられず、現在に至っている。

他方で、この間、個人企業を含む全企業・事業所を対象とした「事業所母集団データベース」の整備や、全企業を対象とした「経済センサス - 活動調査」の新設など、個人企業に関する基礎統計の整備は着実に進められてきた（表2）。こうした状況を踏まえ、本節以降、制度部門別勘定の体系的整備の実現可能性を改めて検討する。

表2 個人企業の把握に関する統計整備の状況

統計調査名	個人企業の把握状況
事業所母集団データベース （総務省）	・2012年度に開発完了。経常的に更新。 ・個人企業を含む全ての企業・事業所の名簿情報が収録。
経済センサス - 活動調査 （総務省、経済産業省）	・基幹統計調査（5年周期） ・2012年度に初回調査を実施。 ・個人企業を含むすべての企業・事業所を対象とした全数調査。 ・個人企業数 198 万社（2015 年値）
個人企業経済調査 （総務省）	・基幹統計調査（毎年実施） ・2019 年度調査より抜本的に見直し、調査対象産業を、「製造業」、「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」及び「サービス業」の 4 産業から、ほぼ全産業に拡大し、調査対象規模を 4 千事業所から 4 万事業所に拡大。 ・個人企業を対象にしたサンプル調査。
中小企業実態基本調査 （中小企業庁）	・一般統計調査（毎年実施） ・2004 年度に初回調査を実施。 ・中小企業（個人企業を含む）を対象としたサンプル調査。

（出所）総務省統計局のHPに基づき、筆者作成

4 推計に使用する基礎統計の確認

本節では、制度部門別生産勘定及び所得の発生勘定における非金融法人企業と家計（個人企業を含む）の分割推計に用いることが想定される基礎統計のこれまでの整備の経緯と、推

計に利用する統計調査の概要を概観（※で本稿の試験的な推計で利用する調査時期について記載）し、推計手法の前提条件を整理する。

4.1 「経済センサス - 活動調査」 ※2016（平成 28）年調査結果を利用

総務省が 5 年周期で実施している「経済センサス - 活動調査」は、統計法に基づく基幹統計調査（基幹統計の「経済構造統計」を作成するための調査）である。全産業分野の売上（収入）金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における個人企業を含む事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的としている（表 3）。

これまで、我が国の産業を対象とする大規模統計調査は、産業分野ごとに、各府省によりそれぞれ異なる年次及び周期で実施されてきたため、既存の大規模統計調査の結果を統合しても、同一時点における我が国全体の包括的な産業構造統計を作成できない状況にあった。また、国民経済に占める割合が高くなっているサービス分野の統計が不足しており、GDP を推計するための基礎統計として、全産業をカバーする一次統計の情報を整備することが必要であったことから、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」（いわゆる「骨太の方針」）（平成 17 年 6 月 21 日閣議決定）において経済活動を同一時点で網羅的に把握する経済センサスの実施が提言された。これに基づき、関係府省等において検討が行われ、経済に関連した大規模統計調査の統廃合、簡素・合理化を行って、2009（平成 21）年 7 月に第 1 回の「経済センサス - 基礎調査」を実施した。また、2012（平成 24）年 2 月には、売上高や費用等の経理項目の把握に重点を置いた「経済センサス - 活動調査」を実施した。以降、それぞれの調査は概ね 5 年に一度実施しており、直近（2021（令和 3）年 6 月）の「令和 3 年経済センサス - 活動調査」では「統計改革推進会議最終取りまとめ」（平成 29 年 5 月 19 日統計改革推進会議決定）において、「情報通信関連技術の発展や経済のサービス化などの環境変化に合わせ、統計のカバレッジの拡大や生産物分類⁴・産業分類の整備等を通じて、GDP 統計を軸として各種経済統計を改善・拡充することとされたことを受け、「サービス分野」の新たな生産物分類の区分を取り込んだうえで、売上金額の把握を実施している。

表 3 平成 28 年経済センサス - 活動調査の概要

調査名	平成 28 年経済センサス - 活動調査（基幹統計調査）
実施者	総務省
調査期日	平成 28 年 6 月 1 日 なお、「調査事項」のうち、売上（収入）金額、費用等の経理事項は、平成 27 年 1 年間の値を把握している。
調査対象	以下に掲げる事業所を除く全国全ての事業所及び企業 ・国・地方公共団体の事業所 ・日本標準産業分類大分類 A－農業、林業に属する個人経営の事業所 ・同 B－漁業に属する個人経営の事業所 ・同 N－生活関連サービス業、娯楽業のうち、小分類 792－家事サービス業に属する事業所

⁴ 統計相互の整合性や比較可能性の向上を図ることを目的に、経済活動における生産の成果として産出される財及びサービスについて、主にその質又は用途の違いに着目して分類したもの。

	・同 R—サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類 96—外国公務に属する事業所
推計で使用する調査事項	売上（収入）、福利厚生費、付加価値、減価償却費、租税公課、給与総額。

4.2 「個人企業経済調査」 ※2019（令和元）年及び2020（令和2）年調査結果を利用

総務省が毎年実施している「個人企業経済調査」は、経済センサスと同じく統計法に基づく基幹統計調査（基幹統計の「個人企業経済統計」を作成するための調査）である。全国の個人経営の事業所（個人企業）のうち、約4万事業所を対象に、事業主及び従業員に関する事項、事業経営上の問題点、1年間の営業収支などの経営実態を調査し、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的としている（表4）。

本調査は、調査結果の利活用の一層の推進に資するため、「公的統計の整備に関する基本的な計画」における指摘（国民経済計算推計に係る個人企業の活動把握などに資する基礎統計の整備）を踏まえ、令和元年度から標本規模を、約4,000から約40,000に拡大し、調査対象産業を、従来の「製造業」、「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」及び「サービス業」の4産業から、ほぼ全産業に拡大するなど、全面的に見直した内容により実施している。

表4 個人企業経済調査の概要

調査名	個人企業経済調査（基幹統計調査）
実施者	総務省
調査期日	毎年6月1日現在で行う。なお、経理事項（棚卸高を除く）については、前年の1年間の状況、棚卸高については、前年及び一昨年の12月末時点の状況、従業員の採用・離職状況については、前年6月1日から当年5月31日までの1年間の状況について、調査を行う。
調査対象	・全国の個人企業約200万企業（平成28年経済センサス－活動調査結果による）のうち、次の産業を営むもののなかから、一定の統計上の抽出方法に基づき抽出した約40,000企業。（※2019年、2020年調査の場合） ・日本標準産業分類大分類D－建設業 ・同E－製造業 ・同G－情報通信業 ・同H－運輸業、郵便業のうち、中分類「42 鉄道業」及び「46 航空運輸業」を除く。 ・同I－卸売業、小売業 ・同J－金融業、保険業のうち、中分類「62 銀行業」及び「63 協同組織金融業」を除く。 ・同K－不動産業、物品賃貸業 ・同L－学術研究、専門・技術サービス業 ・同M－宿泊業、飲食サービス業のうち、小分類「765 酒場、ビヤホール」及び「766 バー、キャバレー、ナイトクラブ」を除く。 ・同N－生活関連サービス業、娯楽業のうち、小分類「792 家事サービス業」を除く。 ・同O－教育、学習支援業 ・同P－医療、福祉のうち、小分類「831 病院」、「832 一般診療所」及び「833 歯科診療所」を除く。

	・同 Qー複合サービス事業のうち、中分類「87 協同組合（他に分類されないもの）」を除く。 ・同 Rーサービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類「93 政治・経済・文化団体」、「94 宗教」及び「96 外国公務」を除く。
推計で使用する調査事項	売上高（1 企業当たり）、給料賃金（1 企業当たり）、営業利益（1 企業当たり）、福利厚生費、減価償却費、租税公課。

4.3 「労働力調査」 ※2018（平成 30）年及び 2019（令和元）年調査結果を利用

総務省が毎月実施している「労働力調査」は、我が国における就業及び不就業の状態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的とした、統計法に基づく基幹統計調査（基幹統計の「労働力統計」を作成するための調査）である（表 5）。

発足当初（1946 年）は約 1 万 5 千世帯であった標本規模を、1961 年には約 2 万 5 千世帯に拡大するとともに、調査区を 4 分の 1 ずつ交代する現行の方式とした。また、1972 年には沖縄の本土復帰に伴い標本を追加し、さらに 1983 年に標本規模を現行の約 4 万世帯に拡大した。

表 5 労働力調査の概要

調査名	労働力調査（基幹統計調査）
実施者	総務省
調査期日	毎月末日（12 月は 26 日）現在で行う。 就業状態については、毎月の末日に終わる 1 週間（12 月は 20 日から 26 日までの 1 週間。以下「調査週間」という。）の状態を調査する。
調査対象	・我が国に居住している全人口。ただし、外国政府の外交使節団、領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族、外国軍隊の軍人・軍属（その家族を含む。）は除外される。 ・標本調査として実施しており、国勢調査の約 100 万調査区から約 2,900 調査区を選定し、その調査区内から選定された約 4 万世帯（基礎調査票の対象世帯、特定調査票についてはうち約 1 万世帯が対象）及びその世帯員が調査対象となるが、就業状態は世帯員のうち 15 歳以上の者（約 10 万人）について調査している。
推計で使用する調査事項	自営業主数

4.4 「経済構造実態調査」 ※2019（令和元）年及び 2020（令和 2）年調査結果を利用

総務省・経済産業省が行っている年次の「経済構造実態調査」は、我が国の全ての産業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算の精度向上等に資するとともに、5 年ごとに実施する「経済センサス - 活動調査」の中間年の実態を把握することを目的とした、統計法に基づく基幹統計調査（基幹統計の「経済構造統計」を作成するための調査）である（表 6）。

本調査は、「サービス産業動向調査（拡大調査）」（総務省）、「商業統計調査」（経済産業省）及び「特定サービス産業実態調査」（経済産業省）の 3 調査を統合・再編し、2019 年から実施されている。本調査により、「経済センサス - 活動調査」の中間年においても、産業横断的に経済構造が把握可能になった。

また、2022 年調査より、全ての産業に属する一定規模以上の法人企業が対象になるとともに、これまで実施してきた「工業統計調査」（総務省・経済産業省）を「経済構造実態調査」の一部（製造業事業所調査）として実施しており、一定規模以上の製造業の法人事業所についても調査されている。

表 6 経済構造実態調査の概要

調査名	経済構造実態調査（基幹統計調査）
実施者	総務省
調査期日	6 月 1 日現在（経理項目等の一部の調査事項は前年 1 月から 12 月までの 1 年間）
調査対象	・事業所母集団データベースを母集団とし、全ての産業に属する一定規模以上の法人企業（産業横断調査）と製造業に属する一定規模以上の法人事業所（製造業事業所調査）を対象とする。 【産業横断調査】 調査対象数：約 27 万企業 日本標準産業分類に掲げる産業に属する全国の企業。ただし、次に掲げる企業を除く。 ・日本標準産業分類大分類 A－農業、林業に属する個人経営の企業 ・同 B－漁業に属する個人経営の企業 ・同 N－生活関連サービス業、娯楽業のうち、小分類「792 家事サービス業」に属する企業 ・同 R－サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類「93 政治・経済・文化団体」、同「94 宗教」及び同「96 外国公務」に属する企業 ・大分類 S－公務（他に分類されるものを除く）に属する企業 このうち、個人経営の企業を除き、日本標準産業分類における大分類、中分類又は小分類ごとに売上高を上位から累積し、当該分類に係る売上高総額の 8 割を達成する範囲に含まれる企業を調査対象としている。 【製造業事業所調査】 調査対象数：約 12 万 2 千事業所 日本標準産業分類に掲げる大分類 E－製造業に属する全国の事業所（国及び地方公共団体に属する事業所を除く）を調査対象の範囲としている。ただし、個人経営の事業所及び法人以外の団体の事業所は除く。 このうち、日本標準産業分類における大分類、中分類、小分類又は細分類ごとに売上高（製造品出荷額等）を上位から累積し、当該分類に係る売上高（製造品出荷額等）総額の 9 割を達成する範囲に含まれる事業所を調査対象としている。
推計で使用する調査事項	付加価値額

4.5 「法人企業統計調査」 ※2017（平成 29）年度～2019（令和元）年度調査結果を利用

財務省が実施している「法人企業統計調査」は、我が国における法人の企業活動の実態を明らかにし、併せて法人を対象とする各種統計調査のための基礎となる法人名簿を整備することを目的とした、統計法に基づく基幹統計調査（基幹統計の「法人企業統計」を作成するための調査）である（表 7）。

すべての産業が対象となっており、売上高や利益などの経済全体の企業業績の動向を概ね把握できる。本調査には、営利法人等を調査対象としたその年度における確定決算の計数を調査する「年次別調査」と、資本金、出資金又は基金 1,000 万円以上の営利法人等を対象とした四半期ごとに仮決算計数を調査する「四半期別調査」があるが、本稿の試験的な推計においては「年次別調査」の結果を用いる。

表 7 法人企業統計調査（年次別調査）の概要

調査名	法人企業統計調査（基幹統計調査）
実施	財務省
調査期日	上期調査：当年 4 月 1 日～当年 9 月 30 日 下期調査：当年 10 月 1 日～翌年 3 月 31 日
調査対象	・営利法人等を対象とする標本調査。 ※営利法人等とは、本邦に本店を有する合名会社、合資会社、合同会社及び株式会社並びに本邦に主たる事務所を有する信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会、信用水産加工業協同組合連合会、生命保険相互会社及び損害保険相互会社を指す。
推計で使用する調査事項	減価償却費、福利厚生費、付加価値

5 推計手順：2015 年値

本節では、2015（平成 27）年について調査された「平成 28 年経済センサス - 活動調査」を使用して、2015 年における制度部門別生産勘定及び所得の発生勘定における非金融法人企業と家計（個人企業を含む）の分割推計手順を提示する⁵。

5.1 基本的な考え方

分割推計の基本的な考え方は、JSNA と「経済センサス - 活動調査」の整合性を極力確保したうえで、JSNA において既に表章されている法人・個人計の計数に「経済センサス - 活動調査」を基に算出した経済活動別・項目別の法人・個人比率を乗じることにある（図 3）。すなわち、①JSNA と「経済センサス - 活動調査」の整合性をいかに高めるか、②「経済センサス - 活動調査」を基に、経済活動別・項目別の法人・個人比率をいかに精度高く算出するか、が推計を行う上での鍵となる。

⁵ なお、2016 年～2018 年値についての推計ニーズもありうるが、その場合、当該年に関しては「経済センサス-活動調査」や「経済構造実態調査」等の値が得られないため、2015 年の「経済センサス-活動調査」によって算出した法人・個人比率によって各年の JSNA の値を分割推計することにより推計することが一方策として考えられる。

図3 推計手順の概略（2015 年値）

産業大分類	企業等数	産業ごとの 企業等数に占める 割合（％）		売上高 （百万円）	産業ごとの 売上高に占める 割合（％）	
		法人	個人経営		法人	個人経営
合計	3,856,457	48.7	51.3	1,624,714,253	98.2	1.8
農林漁業（個人経営を除く）	25,992	—	—	4,993,854	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	1,376	91.2	8.8	2,044,079	99.8	0.2
建設業	431,736	67.1	32.9	108,450,918	97.9	2.1
製造業	384,781	65.5	34.5	396,275,421	99.6	0.4
電気・ガス・熱供給・水道業	1,087	97.2	2.8	26,242,446	100.0	0.0
情報通信業	43,585	94.9	5.1	59,945,636	100.0	0.0
運輸業、郵便業	68,808	76.9	23.1	64,790,606	99.8	0.2
卸売業、小売業	842,182	50.1	49.9	500,794,256	98.0	2.0

- 産業分類を経済活動別分類に
転換するなど諸々の概念調整
を行ったうえで、
- 国内総生産相当額を経済活動
別に法人と個人に分割
- 個人について経済活動別に各
経理事項の割合を算出
- これらの割合を JSNA の国内
総生産額に乘じ、相当する家
計の各項目の金額を推計

1. 産業分類を経済活動別分類に転換するなど諸々の概念調整を行ったうえで、
2. 国内総生産相当額を経済活動別に法人と個人に分割
3. 個人について経済活動別に各経理事項の割合を算出
4. これらの割合を JSNA の国内総生産額に乘じ、相当する家計の各項目の金額を推計

（出所）「平成 28 年経済センサス - 活動調査（確報）」産業横断的集計 結果の概要

5.2 農林水産業以外の経済活動別の推計手順

まずは農林水産業以外の業種について推計手順を示す。これらの業種では、各計数とも、家計（個人企業を含む）と比べ非金融法人企業のシェアが相対的に大きいと考えられる。このため、まずはシェアの小さな家計の計数を先決し、残差を非金融法人企業の計数として算出することを試みる。

具体的には、①「経済センサス - 活動調査」が依拠する日本標準産業分類を JSNA の分類である経済活動別分類に転換するなど諸々の概念調整を行ったうえで、②「経済センサス - 活動調査」による国内総生産相当額を経済活動別に法人と個人に分けて推計、③「経済センサス - 活動調査」より、個人について、国内総生産相当額に対する各経理事項の割合を経済活動別に算出した後、④これらの割合を JSNA の経済活動別の国内総生産額（一般政府・帰属家賃相当額控除後）に乘じるなどにより、相当する家計の各項目の計数を推計する。最後に、非金融法人企業・家計の計数から家計の計数を控除した残差を、非金融法人企業に計上する。

5.2.1 産業分類の経済活動別分類への転換等の概念調整

日本標準産業分類の経済活動別分類への転換は、総務省「日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）」と、内閣府「経済活動別分類（平成 27 年基準）」を対応させることにより行った（対応表については末尾の別表を参照）。

また、「平成 28 年経済センサス - 活動調査」では、一般政府及び帰属家賃は調査対象外となっていることから、対応する JSNA における経済活動別の国内総生産額についても一般政府⁶及び帰属家賃相当額を控除して推計に用いる必要がある。その際、一般政府の控除に当たっては、日本標準産業分類と JSNA 経済活動別分類では、JSNA の一般政府に格付けされる国又は地方公共団体の官公署で、社会公共のために主に権力によらない業務を行う事業所（例えば、電気、ガス、水道の供給を行う事業所など）は、一般の産業と同様にその行う業

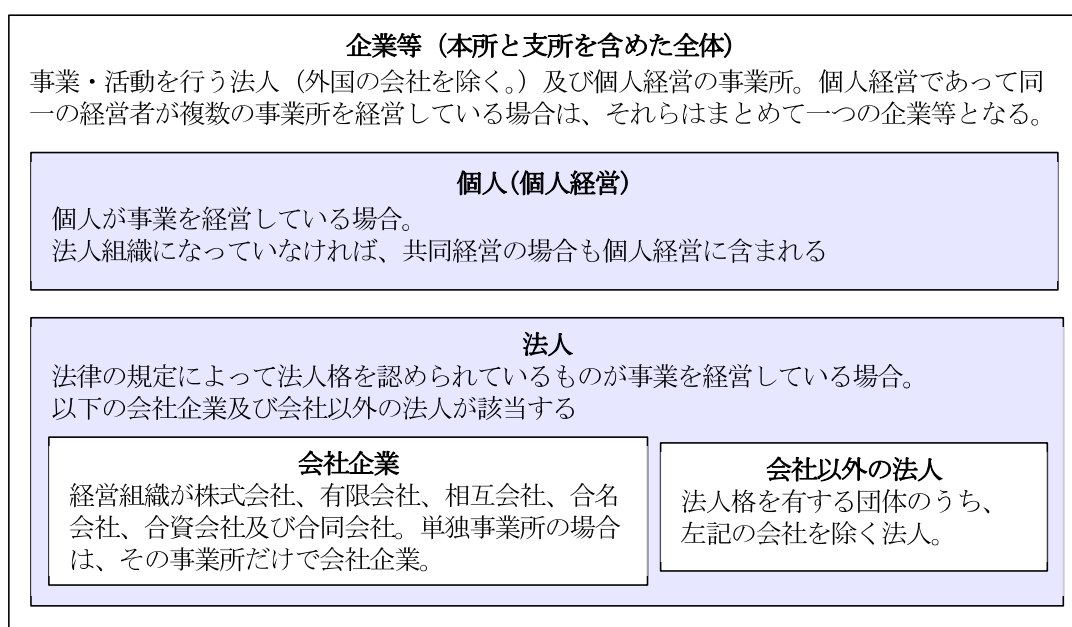
⁶ なお、対家計民間非営利団体（以下、「非営利」という）については、「経済センサス - 活動調査」において調査対象となっているもとで、特段の調整は行っていない。

務によりそれぞれの産業に分類されるため、公務ではなくそれぞれの産業分類から控除する必要がある点に留意する。

5.2.2 国内総生産相当額の法人・個人分割比率の推計手順

法人の国内総生産相当額を算出するため、「平成 28 年経済センサス - 活動調査 企業等に関する集計 産業横断的集計」の表題「企業産業（小分類）別企業等数、事業所数、従業者数、売上（収入）金額、費用総額、主な費用項目、付加価値額及び設備投資額 - 全国（総数、会社企業、会社以外の法人、個人経営）」を基に、付加価値額、減価償却費、福利厚生費の各々について、「会社企業」と「会社以外の法人」の金額を合算する⁷（図 4）。

図 4 「経済センサス - 活動調査」の推計対象



（出所）総務省 HP「経済センサス - 活動調査 用語の解説」に基づき作成

次に、法人及び個人（「平成 28 年経済センサス - 活動調査」において「個人（個人経営）」として表章されているもの）について、付加価値額＋減価償却費（＋福利厚生費＜法人のみ＞）を経済活動別に算出し、法人及び個人の国内総生産相当額をそれぞれ算出する。両者を基に、国内総生産相当額について法人・個人比率を求める。

5.2.3 「産出額」、「固定資本減耗」、「生産・輸入品に課される税」、及び「雇用者報酬」の算出（個人のみ）

「経済センサス - 活動調査」を基に、経済活動別に国内総生産相当額に占める売上（収入）金額（JSNA 上の対応項目：産出額）、減価償却（同：固定資本減耗）、租税公課（同：生産・輸入品に課される税）、給与（同：雇用者報酬）の割合をそれぞれ算出する。

⁷ 以下、特に断りのない限り、法人は会社企業と会社以外の法人を合算したものを指す。

5.2.4 非金融法人企業、家計別の生産勘定各項目の算出

まず2015年度（平成27年度）JSNA年次フロー編（付表2）の経済活動別の国内総生産額から、一般政府・帰属家賃相当額を減算する⁸。これに5.2.2で推計した国内総生産相当額における法人・個人比率を乗じることにより、経済活動別に、一般政府・帰属家賃を除く国内総生産額を非金融法人企業と家計（個人企業を含む）に分割する。

次に、この一般政府・帰属家賃を除く経済活動別の家計の国内総生産額に、5.2.3で求めた各経理項目の割合を乗じることによって産出額、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税、雇用者報酬各項目の金額を推計する。そのうえで、先のステップで減算した帰属家賃を産出額及び国内総生産に改めて加算する。各項目について、家計の計数を所与とすることで得られた残差を非金融法人企業分として計上する。

経済活動別の非金融法人企業、家計別の中間投入、国内純生産、国内要素所得、営業余剰・混合所得については、国民経済計算体系における定義式⁹をもとに算出する。

5.3 農林水産業の推計手順

次に、農林水産業の推計手順を示す。4.1において示したとおり、「平成28年経済センサス - 活動調査」において、同業種は個人を調査対象としていない。また、同業種は、他業種と異なり家計（個人企業を含む）のシェアが相対的に大きいと考えられるため、前項において提示した農林水産業以外の業種の推計手順とは異なるアプローチを採用する。すなわち、農林水産業についてはシェアの小さな非金融法人企業の計数を先決し、残差を家計に計上することとする。

推計手順は前項の内容を概ね踏襲する¹⁰。まずは「日本標準産業分類」と「経済活動別分類」を対応させること等により概念調整を行う。次に、付加価値額、減価償却費、福利厚生費について法人の金額を算出し、付加価値額＋減価償却費＋福利厚生費により法人の国内総生産相当額を求め、これをJSNAの農林水産業の非金融法人企業についての国内総生産額と等しいものとする。そのうえで、JSNAの非金融法人企業・家計合計額から非金融法人企業の国内総生産額を控除することで家計の計数を算出する。また、売上（収入）金額、減価償却、租税公課、給与の法人の金額を算出し、それぞれJSNAの農林水産業の非金融法人企業についての産出額、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税、雇用者報酬と等しいものとする。そのうえで、中間投入、国内純生産、国内要素所得、営業余剰・混合所得については、5.2.4同様に定義式をもとに算出する。最後に、算出した非金融法人企業の金額を基に、残差を家計に計上する。

6 推計手順：2019年値

本節では、「経済センサス - 活動調査」の対象年でない2019年について、「経済構造実態調査」、「法人企業統計」、「個人企業経済調査」、「労働力調査」を使用して、制度部門別生産勘定及び所得の生産勘定における非金融法人企業と家計（個人企業を含む）の分割推計手順を提示する。

⁸ 一般政府・帰属家賃相当額の減算に当たっては、内閣府の協力を得た。

⁹ 中間投入＝産出額－国内総生産、国内純生産＝国内総生産－固定資本減耗、国内要素所得＝国内純生産－生産・輸入品に課される税、営業余剰・混合所得＝国内要素所得－雇用者報酬。

¹⁰ なお、JSNAの農林水産業の国内総生産については、一般政府や帰属家賃は計上されていないことから、これにかかる5.2で行った概念調整は不要である。

6.1 基本的な考え方

分割推計の基本的な考え方は、5.1 で示した 2015 年値の場合と同様である。しかし、5 年おきに実施される「経済センサス - 活動調査」では 2019 年が対象年でないことから、同調査結果を用いて法人・個人比率を直接算出できないことから、新たに開始した「経済構造実態調査」や、調査対象産業・標本規模を拡大した「個人企業経済調査」、及び「法人企業統計調査」などの基礎統計を用いることにより、法人・個人比率をいかに精度高く算出するか、が推計を行う上での鍵となる（図 5）。

非金融法人企業については、「経済構造実態調査」と、「法人企業統計」を使って、法人の国内総生産相当額を算出する。家計については、「個人企業経済調査」及び「労働力調査」を使って家計の国内総生産額を算出する。その際、2015 年値と異なり、非金融法人企業と家計で別個の基礎統計を用いることになる。そこで、「経済センサス - 活動調査」ベースで非金融法人企業、家計共に前年の 2018 年値を推計のうえ、それをベンチマーク値として延長推計するなどして 2019 年値を推計する手法をとる。

なお、産業分類の経済活動別分類への転換や一般政府・帰属家賃等の概念調整は 2015 年値年と同様であるので、以下、記述を割愛する。

図 5 推計手順の概略（2019 年値）

■経済構造実態調査				■個人企業経済調査		
産業大分類	売上高		増減率 (%)	産業大／中分類	年 間 売 上 高 (千円)	前年比 (%)
	2018年 (百万円)	2019年 (百万円)				
製造業	413,280,766	401,018,007	▲ 3.0	調査対象産業計	13,410	0.3
電気・ガス・熱供給・水道業	27,031,353	27,875,477	3.1	建設業	15,082	0.9
情報通信業	63,591,218	65,446,063	2.9	総合工事業	18,931	2.6
運輸業、郵便業	69,564,904	68,254,760	▲ 1.9	職別工事業（設備工事業を除く）	13,131	2.5
卸売業、小売業	497,980,974	487,058,190	▲ 2.2	設備工事業	13,340	-3.6
				製造業	10,988	-2.7
				食料品・飲料・たばこ・飼料製造業	14,280	1.9
				繊維工業、皮革製品製造業	7,560	-4.1

1. 産業分類を経済活動別分類に転換するなど諸々の概念調整を行ったうえで、
2. 2015 年値の推計作業の過程で得られた法人・個人比率などを所与として、2018 年の JSNA の各項目を活動別に法人と個人に分割
3. 法人については「経済構造実態調査」及び「法人企業統計調査」の計数
個人については、「個人企業経済調査」及び「労働力調査」（自営業主数）の計数
上記を基に国内総生産相当額の法人・個人比率や個人の各経理事項の割合を延長推計
4. これらを JSNA の国内総生産額に乘じ、個人の各項目の金額を推計
5. 法人の額は残差として計上

（出所）「2020 年経済構造実態調査」二次集計結果の概要、「2020 年個人企業経済調査」結果の概要

6.2 農林水産業、鉱業、建設業、情報通信業、及び金融・保険業以外の経済活動別の推計手順

まずは他の業種と異なるアプローチが求められる農林水産業、鉱業、建設業、情報通信業及び金融・保険業以外の業種について推計手順を示す。これらの業種では非金融法人企業のシェアが相対的に大きいと考えられるため、シェアの小さな家計（個人企業を含む）の計数を先決することとする。具体的には、図 5 で示したとおり、①諸々の概念調整を行ったうえで、②2015 年値の推計作業の過程で得られた法人・個人比率などを所与として、2018 年の

JSNA の各項目を経済活動別に法人と個人に分割し、③法人については、「経済構造実態調査」及び「法人企業統計調査」の計数、個人については、「個人企業経済調査」及び「労働力調査」の計数を基に国内総生産相当額の法人・個人比率や個人の各経理事項の割合を延長推計する。
④これらの割合を JSNA の国内総生産額に乘じ、相当する個人の各項目の計数を推計する。
⑤最後に、算出した家計の計数を基に、残差を法人に計上する。

6.2.1 産業分類の経済活動別分類への転換等の概念調整

5.2.1 で記載のとおり日本標準産業分類を経済活動別分類に転換するほか、一般政府・帰属家賃の調整も行う。

加えて、「法人企業統計」（年次別結果）は、年度単位の調査であるため、分類転換をした後、JSNA などと合わせ、暦年換算する必要がある。例えば、2018 暦年であれば、2017 年度の計数の四分の一と 2018 年度の計数の四分の三を合算することにより暦年換算する。

なお、「個人企業経済調査」は産業分類別結果が中分類ベースでの公表となっており、JSNA の経済活動別の国内総生産等よりも括りが大きいため、以後の算出に当たっては、適宜、上位分類の値を参照している。

6.2.2 国内総生産相当額の法人・個人分割比率の推計手順

まず、分割比率を作成するためのベンチマーク値を前年の 2018 年について作成する。具体的には、2015 年値の推計作業で算出した、付加価値額及び減価償却費の法人・個人比率及び非金融法人企業の国内純生産に占める福利厚生費の割合は 2015 年から不変であると仮定し、2018 年の JSNA の経済活動別国内総生産を法人と個人別及び経理項目別（付加価値額、減価償却費、福利厚生費それぞれに相当する値）に分割する。

次に、基礎統計の 2018 年から 2019 年への前年比を作成のうえ、上記の 2018 年ベンチマーク値を延長した 2019 年値を推計する。

法人について、付加価値額は「経済構造実態調査」¹¹、減価償却費及び福利厚生費については、暦年換算した「法人企業統計調査」に基づき各項目の前年比¹²を算出する。これらの前年比を、上記で算出した 2018 年のベンチマーク値に乘じることで、2019 年のベンチマーク値を延長推計する。

個人については、「個人企業経済調査」¹³の産業別一企業当たり付加価値額及び減価償却費に「労働力調査」¹⁴の自営業主数を乘じることで、2018 年及び 2019 年それぞれの集計値を経済活動別に算出する。当該集計値を基にそれぞれ前年比を算出し、上記で算出したベンチマーク値に乘じることにより、2019 年の各項目のベンチマーク値をそれぞれ延長推計する。

次に、法人及び個人について、2019 年の経済活動別に算出した付加価値額及び減価償却費（＋福利厚生費＜法人のみ＞）に相当するベンチマーク値を足し上げることで、法人及び個人それぞれの国内総生産相当額を算出し、両者を合算することで国内総生産相当額の全体額を求め、これらを基に、国内総生産額に占める法人・個人比率を求める。

¹¹ 「二次集計—企業等に関する資料 1」及び「第 1 表」を使用。

¹² 以下、2019 年の 2018 年からの増減率を指す。

¹³ 「第 2 表産業中分類別営業状況—全国」及び「産業大分類別営業状況—全国」を使用。

¹⁴ 「産業、従業上の地位別就業者数（2011 年～）-第 12・13 回改定産業分類による」を使用。

最後に、2019 年 JSNA のそれぞれの経済活動別国内総生産額に、以上により推計した 2019 年ベンチマーク値による国内総生産額に占める各経済活動別の法人・個人比率を乗じることにより、経済活動別に国内総生産額を法人と個人に分割する。

6.2.3 「産出額」、「固定資本減耗」、「生産・輸入品に課される税」、及び「雇用者報酬」の算出

「個人企業経済調査」を基に、国内総生産相当額に占める売上（収入）金額（JSNA 上の対応項目：産出額）、減価償却費（同：固定資本減耗）、租税公課（同：生産・輸入品に課される税）、給料賃金（同：雇用者報酬）の割合をそれぞれ算出する。それぞれの割合を 6.2.2 で算出した 2019 年の経済活動別の家計（個人企業を含む）の国内総生産に乗じることによって各項目の金額を推計する。各項目について、家計を所与として残差を法人に計上する¹⁵。

6.3 農林水産業の推計手順

次に、農林水産業の産業活動別の推計手順を示す。「2019 年経済構造実態調査」では、農林水産業の分類が設定されておらず、捕捉できないことから、農林水産業については、暦年換算した「法人企業統計調査」の前年比を使用して国内総生産を算出する¹⁶。

また、同業種は家計（個人企業を含む）のシェアが相対的に大きいと推定されるため、2015 年の推計と同様にシェアの小さな非金融法人企業の計数を先決し、算出した非金融法人企業の計数を基に、残差を個人に計上することとする。

具体的には、法人について、暦年換算した法人企業統計調査に基づき、国内総生産相当額（付加価値額＋固定資本減耗＋福利厚生費）のほか、売上高（JSNA 上の対応項目：産出額）、減価償却（固定資本減耗）、租税公課（生産・輸入品に課される税）、給与・賞与¹⁷（雇用者報酬）の前年比を算出する。当該前年比を、2018 年の JSNA 上の対応項目¹⁸にそれぞれ乗じ、2019 年値を延長推計する。そのうえで、中間投入、国内純生産、国内要素所得、営業余剰・混合所得については、定義式に基づき算出する。家計については、残差として計上する。

6.4 建設業の推計手順

次に、建設業の産業活動別の推計手順を示す。「2019 年経済構造実態調査」では、農林水産業同様に建設業の分類が設定されておらず、捕捉できないことから、建設業については、「法人企業統計調査」の前年比を基に法人の金額を、「個人企業経済調査」及び「労働力調査」

¹⁵ なお、今回の推計に影響が及ぶものではないが、個人企業に対し新型コロナウイルス感染症に係る事業者向け給付金（持続化給付金、家賃支援給付金、雇用者調整助成金等）が支給されているところ、2020 年以降のこれらの給付金が支給された時期においては、個人企業経済調査における営業余剰・混合所得に影響を与えている点には留意が必要である（中村・高倉（2023））。この個人企業の新型コロナウイルス感染症に係る事業者向け給付金についての詳細は、エム・アール・アイリサーチアソシエーツ（2023）を参照。

¹⁶ ただし、2021 年を対象とする 2022 年調査以降については、農林水産業が調査対象に追加されるため、他産業と概ね同様の方法で延長推計が可能となる見込みである。

¹⁷ 農林水産業では、従業員給与・賞与のほか、役員給与・賞与も合算した。

¹⁸ 2018 年の農林水産業について、国内総生産の非金融法人企業と家計の割合、及び農林水産業うち非金融法人企業の国内総生産に対する固定資本減耗、生産・輸入品に課される税、雇用者報酬の割合が、それぞれいずれも 2015 年の値と同じであると仮定のうえ算出。

による前年比を基に個人の金額を、それぞれ延長推計することで、法人及び個人の国内総生産相当額及びその法人・個人比率を算出する¹⁹。

また、同業種は各計数における非金融法人企業のシェアが相対的に大きいと推定されるため、まずはシェアの小さな家計（個人企業を含む）の計数を先決し、残差を法人に計上することとする。

推計手順は前項までの内容を概ね踏襲する。まずは「日本標準産業分類」と「経済活動別分類」を対応させること等により概念調整を行う。次に、国内総生産相当額について、6.3の手順に基づき法人の金額を、6.2の手順に基づき個人の金額をそれぞれ推計し、法人・個人比率を算出する。算出した法人・個人比率に2019年のJSNA国内総生産を乗じ、家計の国内総生産を算出する。

更に、2019年の個人企業経済調査における、国内総生産相当額に対する売上（JSNA上の対応項目：産出額）、減価償却（同：固定資本減耗）、租税公課（同：生産・輸入品に課される税）、給与（同：雇用者報酬）の割合を算出したうえで、それぞれの割合を家計の国内総生産額に乘じ、相当する各項目の金額を推計する。中間投入、国内純生産、国内要素所得、営業余剰・混合所得については、定義式をもとに算出する。最後に、算出した家計の各計数を基に、残差を非金融法人企業に計上する。

6.5 鉱業、電気・ガス・水道・廃棄物処理業、情報通信業、金融・保険業の推計手順

最後に、鉱業、電気・ガス・水道・廃棄物処理業、情報通信業、金融・保険業の産業活動別の推計手順を示す。同業種は、「個人企業経済調査」に大分類が設定されておらず、捕捉できないことから、国内総生産相当額の法人・個人比率や個人の各経理事項の割合は2015年から不変と仮定し、5.2で示した手順に基づき、推計を実施する。

7 推計結果

5～6節の推計手順により得られた経済活動別の個人及び法人の推計値により、制度部門別の各経理事項を算出する。具体的には、まず家計（個人企業を含む）に関し、全ての経済活動について個人の値（産出額、国内総生産、生産・輸入品に課される税、雇用者報酬）を合算し算出する。家計の固定資本減耗は、JSNAの公表値により先決する。そのうえで、非金融法人企業については、一国経済から他の制度部門²⁰の総額を控除して算出する。中間投入、国内純生産、国内要素所得、営業余剰、混合所得については他の項目を所与として、定義式に基づき算出する。

こうして得られた2015年値及び2019年値の推計結果は、表8及び表9のとおり²²。経理事項によって違いはあるものの、非金融法人企業対家計はおおよそ8対2から9対1ほどの比率で分割されていることが判明した。帰属家賃が寄与することにより、営業余剰・混合所得については家計の割合がやや高めとなっている。

¹⁹ ただし、2021年を対象とする令和4年調査以降については、農林水産業同様に建設業も調査対象に追加されるため、概ね他産業と同様の方法で延長推計が可能となる見込みである。

²⁰ 脚注5でみたとおり、5～6節の推計段階では非営利について特段の調整は行っていないが、ここで、JSNA年次フロー編（付表2）において標準されている非営利の値を控除することで、調整を行っている。

²¹ なお、金融機関については、「金融・保険業」の法人の計数としている。

²² 推計には、第三次年次推計の結果を用いた。

表 8 推計結果：平成 27 年（2015 年値）暦年・名目

単位：10 億円

	産出額	中間投入	国内総生産	固定資本 減耗	国内純生産	生産・輸入品 に課される税	国内 要素所得	雇用者報酬	営業余剰・ 混合所得
非金融法人 企業	793,971.1	406,452.3	387,518.7	81,484.2	306,034.5	37,453.7	268,580.9	205,464.9	63,116.0
金融機関	35,592.2	12,616.2	22,976.0	2,461.4	20,514.6	127.5	20,387.1	9,902.0	10,485.2
一般政府	67,763.5	20,456.4	47,307.1	17,890.4	29,416.7	141.2	29,275.6	29,275.6	0.0
家計 (含む個人企業)	93,895.8	28,672.1	65,223.6	23,901.5	41,322.1	427.4	40,894.8	6,719.6	34,175.2
対家計民間 非営利団体	16,047.1	4,196.6	11,850.5	2,398.8	9,451.7	308.9	9,142.9	9,142.9	0

表 9 推計結果：令和元年（2019 年値）暦年・名目

単位：10 億円

	産出額	中間投入	国内総生産	固定資本 減耗	国内純生産	生産・輸入品 に課される税	国内 要素所得	雇用者報酬	営業余剰・ 混合所得
非金融法人 企業	809,696.4	405,491.7	404,204.7	86,640.7	317,564.0	38,943.6	278,620.4	228,805.2	49,815.2
金融機関	35,965.2	13,397.3	22,568.0	2,526.8	20,041.2	337.6	19,703.6	10,559.8	9,143.8
一般政府	69,810.0	21,002.0	48,808.0	18,959.1	29,848.9	141.0	29,707.8	29,707.8	0.0
家計 (含む個人企業)	111,334.7	45,100.7	66,234.0	23,813.8	42,420.2	1,157.0	41,263.3	7,455.6	33,807.6
対家計民間 非営利団体	17,768.3	4,625.2	13,143.1	2,528.1	10,615.0	358.8	10,256.2	10,256.2	0.0

8 考察及び結論

制度部門別生産勘定及び所得の発生勘定における非金融法人企業と個人企業の分割は、1993SNA 移行に向けた検討や第 I 期基本計画の策定等が行われて以来、我が国の公的統計分野における積年の課題であった。これに対し、本稿では、近年整備が進められてきた「経済センサス - 活動調査」等の基礎統計の利活用可能性や推計精度の確保見通しについて、基礎的な検討を行った。

無論、整備が進捗したとはいえ、なお基礎統計の制約は完全には解消されておらず、本稿において実施した 2015 年値及び 2019 年値の推計結果はあくまで参考値として幅をもってみる必要がある。しかし、積年の課題に対処する基本的な考え方を提示したことには一定の付加価値があるものと考えられる。特に、2020 年を対象とする「令和 3 年経済センサス - 活動調査」をベンチマークとし、年次で調査されることとなった「経済構造実態調査」や、全面的な見直しが図られた「個人企業経済調査」等を用いて延長推計できる 2020 年値及びそれ以降については、本稿の手法を援用しつつ、より手順の一貫性や相応の精度を確保して推計することが可能と思われる。

また、こうした一連の取組みを通じて、制度部門別勘定が体系的に整備され、公的統計の国際比較可能性が向上することも期待される。

既述のとおり、制度部門別勘定の更なる整備は、第 IV 期基本計画における課題として掲げられており、内閣府において検討のうえ、次期基準改定が行われる予定の 2025（令和 7）年度中に結論を得ることとされている。本稿がその取組みに向けた検討の一助となれば幸いである。

謝辞

本稿は、第34回国民経済計算体系的整備部会（2023年6月）及び2024年度統計関連学会連合大会（2024年9月）における発表資料を元に論文化したものである。同部会構成員をはじめ、多くの有識者及び総務省職員から助言を頂いたことを、ここに記して感謝したい。また、研究開始段階から、内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部から多くの情報提供・助言をいただいたほか、初期段階の研究成果については、元統計委員会担当室の吉野克文及び宮川知子の両氏にその多くを負っている。この場を借りて感謝したい。

参考文献

- [1] エム・アール・アイリサーチアソシエーツ株式会社（2022）「公的統計の国際比較可能性に関する調査研究（経済統計編）報告書」（総務省統計委員会担当室委託業務），2022年3月
- [2] エム・アール・アイリサーチアソシエーツ株式会社（2023）「サービス分野の使用表等の推計方法に関する調査研究の請負作業報告書」（総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室委託業務），2023年9月
- [3] 経済企画庁経済研究所（2000）「我が国の93SNAへの移行について（暫定版）」平成12年11月
(<https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/seibi/kouhou/contents/93snamenu.html>)
- [4] 櫻本健（2007）「93SNA Rev.1に向けた我が国の課題—国際的議論の進展と我が国の対応—」『季刊国民経済計算』No.134.
- [5] 総務省（2009）「公的統計の整備に関する基本的な計画」平成21年3月13日
(https://www.soumu.go.jp/main_content/000283571.pdf)
- [6] 総務省（2023）「公的統計の整備に関する基本的な計画」令和5年3月28日
(https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/12.htm)
- [7] 高木新太郎（2008）「SNAの日本への導入」、『産業連関』Vol.16, No.3 2008年10月
- [8] 総務省統計委員会担当室（2023）「制度部門別勘定の更なる整備に係る基礎的な検討状況について」（令和5年6月28日第34回国民経済計算体系的整備部会資料3）
(https://www.soumu.go.jp/main_content/000889201.pdf)
- [9] 内閣府（2016）「2008SNAに対応した我が国国民経済計算について（平成23年基準版）」、平成28年11月30日初版、内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部
(https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/seibi/2008sna/pdf/20161130_2008sna.pdf)
- [10] 内閣府（2022）「制度部門別勘定について」（令和4年6月14日第1回企画部会第1ワーキンググループ参考資料）
(https://www.soumu.go.jp/main_content/000958272.pdf)
- [11] 内閣府（2024）「制度部門別勘定の更なる整備（四半期系列）について」（令和6年7月17日統計委員会国民経済計算体系的整備部会資料）
(https://www.soumu.go.jp/main_content/000958271.pdf)
- [12] 中村英昭・高倉優介（2023）『統計Today』No.191「個人企業の経営実態～2022年（令和4年）個人企業経済調査の結果を中心に～」（令和5年3月3日）
(<https://www.stat.go.jp/info/today/pdf/191.pdf>)
- [13] 二上唯夫（2009）「SNA生産勘定推計の精度向上に向けた課題」、『統計学』，第96号，2009年3月

- [14] IMF Staff and FSB Secretariat “G20 Data Gaps Initiative (DGI-2) Progress Achieved, Lessons Learned, and the Way Forward” (9 June 2022)
- [15] United Nations, A System of National Accounts, Studies in Methods, SeriesF No.2 Rev.3, U.N., 1968. 経済企画庁経済研究所国民所得部訳『新国民経済計算の体系－国際連合の新しい基準』経済企画庁, 1974 年 3 月

別表 日本標準産業分類と経済活動別分類の対応表

経済活動別分類（平成 27 年基準）	日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）
(1) 農林水産業	
01 農業	01 農業
	(0113 野菜作農業 (きのこ類の栽培を含む) のうち「きのこ類の栽培」→林業)
	(014 園芸サービス業→その他のサービス)
02 林業	02 林業
	0113 野菜作農業 (きのこ類の栽培を含む) のうち「きのこ類の栽培」
03 水産業	03 漁業 (水産養殖業を除く)
	04 水産養殖業
(2) 鉱業	
04 鉱業	05 鉱業、採石業、砂利採取業
	2181 碎石製造業
(3) 製造業	
05 食料品	09 食料品製造業
	10 飲料・たばこ・飼料製造業
	1641 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業のうち「硬化油 (食用)」
	5895 料理品小売業のうち「製造小売分」
	952 と畜場
06 繊維製品	11 繊維工業 (1113 炭素繊維製造業→窯業・土石製品)
07 パルプ・紙・紙加工品	14 パルプ・紙・紙加工品製造業
08 化学	16 化学工業 (1641 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業のうち「硬化油 (食用)」→食料品)
09 石油・石炭製品	17 石油製品・石炭製品製造業
10 窯業・土石製品	21 窯業・土石製品製造業 (2181 碎石製造業→鉱業)
	1113 炭素繊維製造業
11 一次金属	22 鉄鋼業
	23 非鉄金属製造業
12 金属製品	24 金属製品製造業
13 はん用・生産用・業務用機械	25 はん用機械器具製造業
	26 生産用機械器具製造業
	27 業務用機械器具製造業
14 電子部品・デバイス	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
15 電気機械	29 電気機械器具製造業
16 情報・通信機器	30 情報通信機械器具製造業
17 輸送用機械	31 輸送用機械器具製造業
	901 機械修理業のうち「空港等で行われる航空機整備」
18 印刷業	15 印刷・同関連業
19 その他の製造業	12 木材・木製品製造業 (家具を除く)
	13 家具・装備品製造業
	18 プラスチック製品製造業 (別掲を除く)
	19 ゴム製品製造業
	20 なめし革・同製品・毛皮製造業
	32 その他の製造業

(4) 電気・ガス・水道・廃棄物処理業		
20 電気業		33 電気業
21 ガス・水道・廃棄物処理業		34 ガス業
		35 熱供給業
		36 水道業 (361 上水道業のうち「船舶給水業」→運輸・郵便業)
		88 廃棄物処理業
(5) 建設業		
22 建設業		06 総合工事業
		07 職別工事業 (設備工事業を除く)
		08 設備工事業
(6) 卸売・小売		
23 卸売業		50 各種商品卸売業
		51 繊維・衣服等卸売業
		52 飲食料品卸売業
		53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
		54 機械器具卸売業
		55 その他の卸売業
		959 他に分類されないサービス業のうち「卸売市場」
24 小売業		56 各種商品小売業
		57 織物・衣服・身の回り品小売業
		58 飲食料品小売業 (5895 料理品小売業のうち「製造小売分」→食料品製造業)
		59 機械器具小売業
		60 その他の小売業 (6033 調剤薬局のうち「調剤」→保健衛生・社会事業)
		61 無店舗小売業
		6421 質屋
(7) 運輸・郵便業		
25 運輸・郵便業		361 上水道業のうち「船舶給水業」
		42 鉄道業
		43 道路旅客運送業
		44 道路貨物運送業
		45 水運業
		46 航空運輸業
		47 倉庫業
		48 運輸に附帯するサービス業
		49 郵便業 (信書便事業を含む)
		861 郵便局のうち「郵便」
		693 駐車場業 (自動車の保管を目的とする駐車場→不動産業。路面上に設置される駐車場は除く)
		791 旅行業
(8) 宿泊・飲食サービス業		
26 宿泊・飲食サービス業		75 宿泊業 (うち会社の寄宿舎、学生寮等を除く)
		76 飲食店
		77 持ち帰り・配達飲食サービス業 (7721 配達飲食サービス業のうち「学校給食」→「教育」)

(9) 情報通信業	
27 通信・放送業	37 通信業
	862 郵便局受託業
28 情報サービス・映像音声文字情報制作業	38 放送業
	39 情報サービス業
	40 インターネット附随サービス業
	41 映像・音声・文字情報制作業
(10) 金融・保険業	
29 金融・保険業	62 銀行業
	63 協同組織金融業
	64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 (6421 質屋→小売業)
	65 金融商品取引業、商品先物取引業
	66 補助的金融業等
	67 保険業 (保険媒介代理業、保険サービス業を含む)
(11) 不動産業	
30 住宅賃貸業 31 その他の不動産業	692 貸家業、貸間業、帰属計算する住宅賃貸料
	68 不動産取引業
	691 不動産賃貸業 (貸家業、貸間業を除く) (6912 土地賃貸業を除く)
	693 駐車場業のうち自動車の保管を目的とする駐車場 (所有者の委託を受けて行う駐車場の管理運営の活動を含む)
	694 不動産管理業
(12) 専門・科学技術、業務支援サービス業	
32 専門・科学技術、業務支援サービス業	70 物品賃貸業
	71 学術・開発研究機関
	72 専門サービス業 (他に分類されないもの) (727 著述・芸術家業→その他のサービス)
	73 広告業
	74 技術サービス業 (他に分類されないもの) (746 写真業→その他のサービス)
	91 職業紹介・労働者派遣業
	92 その他の事業サービス業
(13) 公務	
33 公務	97 国家公務
	98 地方公務
	8511 社会保険事業団体
(14) 教育	
34 教育	7721 配達飲食サービスのうち「学校給食」
	81 学校教育 (819 幼保連携型認定こども園のうち「保育所型」→保健衛生・社会事業)
	82 その他の教育、学習支援業 (821 社会教育、823 学習塾、824 教養・技能教授業→その他のサービス) (8229 その他の職業・教育支援施設のうち「児童自立支援施設」→保健衛生・社会事業)

(16) その他のサービス	
36 その他のサービス	014 園芸サービス業
	727 著述・芸術家業
	746 写真業
	78 洗濯・理容・美容・浴場業
	79 その他の生活関連サービス業 (うち 791 旅行業→運輸・郵便業)
	80 娯楽業
	821 社会教育
	823 学習塾
	824 教養・技能教授業
	86 郵便局 (8612 郵便局のうち「郵便」→運輸・郵便業、862 郵便局受託業→通信・放送業)
	87 協同組合 (他に分類されないもの)
	89 自動車整備業
	90 機械等修理業 (別掲を除く) (901 機械修理業のうち「空港等で行われる航空機整備」→輸送機械製造業)
	93 政治・経済・文化団体
	94 宗教
	95 その他のサービス (952 と畜場→食料品製造業)
(出所) 筆者作成	